高知県海業振興支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県海業振興支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を一層推進することで、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図るため、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和４年３月29日付け３水港第2556号農林水産事務次官依命通知）に基づき、次に掲げる海業の推進に向けた事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1)　海業振興緊急支援事業のうち海業取組促進事業

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第４条の２に規定する漁港施設等活用事業に係る計画等の作成に必要な調査等の事業

(2)　海業振興支援事業のうち海業取組促進事業

海業の推進に向け、法第４条の２に規定する漁港施設等活用事業に係る計画等の作成に必要な調査等の事業

（補助対象者）

第３条　この事業の補助対象者は、市町村、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業協同組合等が組織する団体（漁業協同組合、市町村等が合同で構成する法人でない団体であって代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約を有しているもの）（以下「補助事業者」という。）とする。

（補助対象経費及び補助率）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表第１に掲げるとおりとする。

（補助金の交付の申請手続）

第５条　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第１号様式による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の通知）

第６条　知事は、規則第３条及び前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に交付の決定の内容及び交付の条件を通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第７条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　補助事業の内容又は経費の配分等を変更する場合は、事前に別記第２号様式による変更申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

(2)　補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3)　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第３号様式により知事の承認を受けなければならないこと。

(4)　補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記第４号様式により知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5)　補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並び当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。
(6)　補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
(7)　補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する法令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
(8)　前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
(9)　補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
(10)　補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
(11)　県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
(12)　補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。

（補助金の交付）
第８条　補助金の交付は原則として精算払とする。ただし、知事が必要があると認めたときは概算払をすることができる。
２　補助事業者は、規則第14条ただし書及び前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第５号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）
第９条　知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用した場合、または補助金の交付決定の内容、これに付した条件若しくは規則、この要綱、その他法令若しくはこれらに基づく処分に違反した場合、もしくは別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（実績報告等）
第10条　規則第11条第１項の実績報告書の様式は、別記第６号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の３月31日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。
２　補助事業者は、第７条第９号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
３　補助事業者は、第７条第９号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第７号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（遂行状況の報告等）
第11条　知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事

からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

（繰越承認申請）

第12条　補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第８号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。この場合において、第10条第１項に規定する実績報告書は、補助事業の完了の日から30日を経過した日までに知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助事業者に対して通知するものとする。

３　補助事業者は第１項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第９号様式による年度終了実績報告書を翌年度の４月15日までに知事に提出しなければならない。

（グリーン購入）

第13条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（県内発注）

第14条　補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

（情報の開示）

第15条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第16条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年10月21日から施行する。

（失効期限等）

２　この要綱は、令和10年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第７条第５号から第８号、第９条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第１（第４条関係）

補助対象経費※	補助率
賃金、消耗品費、旅費、謝金、委託費、その他	定額（10 分の 10 以内）

※　ただし、次の取組に係る経費は補助対象としない。

（１）漁港区域外にある施設等に関する取組

（２）国の他の助成事業で支援を受けている、又は受ける予定となっている取組

（３）取組内容が本要綱の趣旨に合致しない取組

（４）特定の個人若しくは法人の資産形成又は販売促進につながる取組

（５）ＰＲ活動として行うポスター・リーフレット等の作成、新聞・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

別表第２（第６条、第７条、第９条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。